

設立当初の事業年度 活動予算書

会計年度：法人設立の日～31年3月31日

(法人の名称：特定非営利活動法人 北信猟友会

)
(単位：円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1 受取会費 正会員受取会費		0	
2 受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益		0	
3 受取助成金等 受取民間助成金		0	
4 事業収益		0	
5 その他収益 受取利息 雑収益		0	
経常収益 計			0
II 経常費用			
1 事業費 (1) 人件費 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費			
人件費 計		0	
(2) その他経費 会議費 旅費交通費 施設等評価費用 減価償却費 支払利息 運営委託費			
その他経費 計		0	
事業費 計			0

2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費 計		0	
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
事務委託費			
その他経費 計		0	
管理費 計			0
経常費用 計			0
当期経常増減額			0
Ⅲ 経常外収益			
1 固定資産売却益			
		0	
		0	
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
		0	
		0	
経常外費用計			0
当期経常外増減額			0
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

（記載上の注意事項）※この事項は、提出する様式に記載する必要はありません。

- 1 活動予算書には、借入金等の資金収支は含まれません。
- 2 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」といいます。）第2条第2項において、「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を主たる目的として設立された法人であると定義されておりますので、例示の①の額が②、③及び④の額より多くなっている必要があります。